

青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示（令和4年厚生労働省告示第52号）による療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）の一部改正に伴い、「選定療養費に係る非紹介患者初診料及び再診加算料の額」を改定するものである。

2 告示の内容

外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等について、その診療に係る定額負担の最低金額及び保険給付範囲を見直す。

【対象】 一般病床 200 床以上の地域医療支援病院や特定機能病院等

[現行制度]

□定額負担の最低金額

- ・初診：医科 5,000 円、歯科 3,000 円
- ・再診：医科 2,500 円、歯科 1,500 円

[見直し後]

□定額負担の最低金額

- ・初診：医科 7,000 円、歯科 5,000 円
- ・再診：医科 3,000 円、歯科 1,900 円

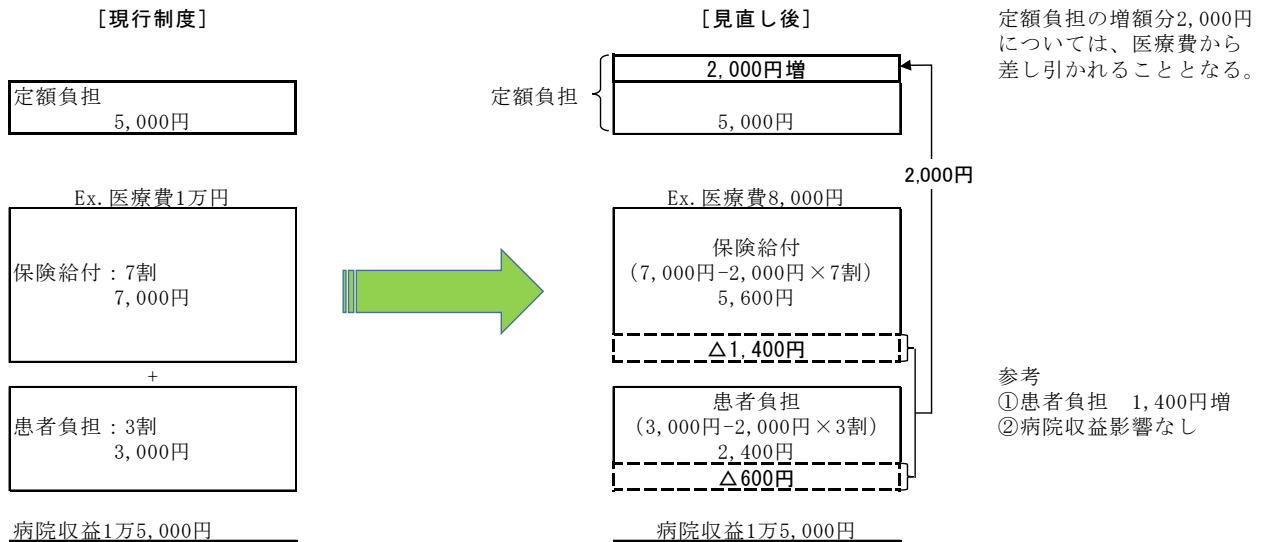
□保険給付範囲からの控除

外来機能の明確化のための例外的・限定的な取扱いとして、定額負担を求める患者（あえて紹介状なしで受診する患者等）の初診・再診について、以下の点数を保険給付範囲から控除

- ・初診：医科 200 点、歯科 200 点
- ・再診：医科 50 点、歯科 40 点

(参考) 告示の内容のイメージ

【定額負担の額を7,000円に設定した場合】



3 条例改正の内容

国が定めた最低金額に消費税を加えた額とする。(助産に係るものは非課税)。

選定療養費	【改正前】	【改正後】
非紹介患者初診料	医科：5,500円 歯科：3,300円	医科：7,700円 歯科：5,500円
再診加算料	医科：2,750円 歯科：1,650円	医科：3,300円 歯科：2,090円

4 施行期日

令和4年10月1日

(参考) 非紹介患者初診料及び再診加算料

非紹介患者初診料

他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合において行われる初診（当該初診が行われたことについて、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）に係る加算料

再診加算料

他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行った患者に対し行われる再診（当該再診が行われたことについて、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）に係る加算料

青森市病院料金及び手数料条例（平成十七年条例第二百十八号）新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	区分	料額	種別	区分	料額
市民病院			市民病院		
選定療 養費	非紹介 患者初 診料	医師（歯科医師を除く。）である 保険医による初診の場合 1回に つき <u>7,700円</u> （助産に係る資 産の譲渡等に係るものにあつて は、 <u>7,000円</u> ）	選定療 養費	非紹介 患者初 診料	医師（歯科医師を除く。）である 保険医による初診の場合 1回に つき <u>5,500円</u> （助産に係る資 産の譲渡等に係るものにあつて は、 <u>5,000円</u> ）
		歯科医師である保険医による初診 の場合 1回につき <u>5,500円</u> （助産に係る資産の譲渡等に係る ものにあつては、 <u>5,000円</u> ）			歯科医師である保険医による初診 の場合 1回につき <u>3,300円</u> （助産に係る資産の譲渡等に係る ものにあつては、 <u>3,000円</u> ）
選定療 養費	再診加 算料	医師（歯科医師を除く。）である 保険医による再診の場合 1回に つき <u>3,300円</u> （助産に係る資 産の譲渡等に係るものにあつて は、 <u>3,000円</u> ）	選定療 養費	再診加 算料	医師（歯科医師を除く。）である 保険医による再診の場合 1回に つき <u>2,750円</u> （助産に係る資 産の譲渡等に係るものにあつて は、 <u>2,500円</u> ）
		歯科医師である保険医による再診 の場合 1回につき <u>2,090円</u> （助産に係る資産の譲渡等に係る ものにあつては、 <u>1,900円</u> ）			歯科医師である保険医による再診 の場合 1回につき <u>1,650円</u> （助産に係る資産の譲渡等に係る ものにあつては、 <u>1,500円</u> ）